

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 私は特定口座(源泉徴収選択口座)にて、国内上場株式等を運用しています。平成22年度の上場株式等に係る譲渡損失と配当等の損益通算が確定申告にできるかどうかについて証券会社にお願いたのですが、「お客様の場月上場株式等の配当金については確定申告できない損益通算するてはできない」と言われました。どうすればよいのでしょうか。

A 自身が「持分の特定口座」を開設している証券会社に「株式数比例配分方式」の取扱いはあるか、又は「特別口座」が残っていないかを確認してみてください。もし当てはまる節があれば、この機会に検討してみてくださいいかがですか。

平成22年1月より、特定口座(源泉徴収選択口座)内において、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算が可能となり、確定申告が不要となりました。公募株式投資信託の収益(分配金)(税法上元本の払戻とされる特別分配金は除きます)などは特定口座をお持ちであるならば、特定口座内で自動的に損益通算されますが、国内上場株式等の配当金については、配当金の受

取方法について「株式数比例配分方式」の申し込みが必要となります。(1)株式数比例配分方式は、株式数比例配分方式と「特別口座」を併用して運用することができます。また、「特別口座」は株券電子化が実施される時点で、株式の発行会社の株主名簿に記載されている名義で開設されることとなります。したがって、複数銘柄を保有する株主の場合、株式の発行会社が異なるために特別口座が複数の信託銀行に開設されている可能性があります。また、原則として「特別口座」の

まは株式を売却することも担保を設定することもできません。「特定口座」と「特別口座」は名前が似ていますが役割が全く異なります。(3)株式数比例配分方式の申込と留意点 「特別口座」をお持ちの方が、株式数比例配分方式を選択するために「特別口座」から証券会社の口座への振替手続きをするなどにより「特別口座」を抹消していた必要があります。一つでも「特別口座」がある場合には、上述のように株式数比例配分方式で選択できないので、留意する点は、振替先の証券会社口座は「一般口座」でなければなりません。平成21年10月31日をもって「一般口座」から特定口座への振替は終了するため、今後特定口座に振替をするときは、必ず「株式数比例配分方式」の取扱いはない証券会社へ株式を預けている方

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

月中平均掲載日一覧				
	東京、マザーズ	大阪、名古屋、ヘラクレス	東京外国銘柄、札幌、福岡	JASDAQ
2007年11月	2008年01月30日	2008年02月14日	2008年02月20日	2008年02月06日
12月	2008年02月27日	2008年03月12日	2008年03月19日	2008年03月05日
2008年1月	2008年03月26日	2008年04月09日	2008年04月16日	2008年04月02日
2月	2008年04月23日	2008年05月14日	2008年05月21日	2008年05月09日
3月	2008年05月28日	2008年06月11日	2008年06月18日	2008年06月04日
4月	2008年06月25日	2008年07月09日	2008年07月16日	2008年07月02日
5月	2008年07月24日	2008年08月13日	2008年08月20日	2008年08月06日
6月	2008年08月27日	2008年09月10日	2008年09月18日	2008年09月03日
7月	2008年09月25日	2008年10月16日	2008年10月22日	2008年10月08日
8月	2008年10月29日	2008年11月12日	2008年11月19日	2008年11月06日
9月	2008年11月29日	2008年12月10日	2008年12月17日	2008年12月03日
10月	2008年12月25日	2009年01月15日	2009年01月21日	2009年01月07日
11月	2009年01月28日	2009年02月12日	2009年02月18日	2009年02月04日
12月	2009年02月25日	2009年03月11日	2009年03月18日	2009年03月04日
2009年1月	2009年03月25日	2009年04月15日	2009年04月22日	2009年04月08日
2月	2009年04月30日	2009年05月13日	2009年05月20日	2009年05月11日
3月	2009年05月27日	2009年06月10日	2009年06月17日	2009年06月03日
4月	2009年06月24日	2009年07月16日	2009年07月24日	2009年07月09日
5月	2009年07月30日	2009年08月13日	2009年08月20日	2009年08月06日
6月	2009年08月27日	2009年09月10日	2009年09月17日	2009年09月03日
7月	2009年09月29日	2009年10月16日	2009年10月22日	2009年10月08日
8月	2009年10月29日	2009年11月12日	2009年11月19日	2009年11月06日
9月	2009年11月27日	2009年12月10日	2009年12月17日	2009年12月03日
10月	2009年12月25日	2010年01月15日	2010年01月21日	2010年01月07日
11月	2010年01月28日	2010年02月11日	2010年02月18日	2010年02月04日
12月	2010年02月25日	2010年03月11日	2010年03月18日	2010年03月04日
2010年1月	2010年03月26日	2010年04月15日	2010年04月22日	2010年04月08日
2月	2010年04月30日	2010年05月13日	2010年05月20日	2010年05月11日
3月	2010年05月27日	2010年06月10日	2010年06月17日	2010年06月03日
4月	2010年06月24日	2010年07月15日	2010年07月23日	2010年07月09日
5月	2010年07月29日	2010年08月12日	2010年08月19日	2010年08月05日
6月	2010年08月25日	2010年09月09日	2010年09月16日	2010年09月02日
7月	2010年09月27日	2010年10月15日	2010年10月21日	2010年10月07日
8月	2010年10月28日	2010年11月11日	2010年11月18日	2010年11月05日
9月	2010年11月26日	2010年12月09日	2010年12月16日	2010年12月02日

*は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。

は、取扱いのある証券会社へ株式を振り替えることで、株式数比例配分方式を選択することができます。この株式数比例配分方式は、株式の銘柄ごとや証券会社ごとで受け取りの方法を選択することができます。一つの方法を選択して、原則として他の証券会社でも同方式が適用されてしまうため留意が必要となります。

また、確定申告を提出する場合には、配当所得が合計所得金額に含まれることとなりますので、配偶者控除等に影響を及ぼす場合があります。その結果、家計全体でのトータル税負担が増えるという可能性もあるため注意が必要です。